

改憲とは「国のかたち」を変えること



堀尾輝久

ほりお・てるひさ 1933年生まれ。教育学、教育思想。日本教育学会会長、日本教育法学会会長、民主教育研究所代表など歴任。著書に『現代教育の思想と構造』（岩波書店）、『日本の教育』（東大出版会）、『未来をつくる君たちへ』（清流出版）など。本誌編集委員。

いまに始まったことではないが、とりわけこのところは、原発も憲法も歴史認識も、政治家たちの発言には耳を覆いたくなる。コラムニストの天野祐吉さんがマーク・トウエインの言葉を引いて「ウソをつく技術の退廃は文化の退廃そのものだ。文化大国ニッポンの国民としては、ウソをつく技術の錬磨に励んでほしいと思う」と書き、「それには政治家の話を注意深く聞けばよいという人がいるがそれは間違いだ。あのひとたちの言葉はウソだらけだが、あまりにも下手なウソが多いから勉強にならない。バカになるだけだ。」（「朝日」5・8）と書いている。痛快だとにんまりするばかりではいられない。バカにならないためには、「下手なウソ」だと無視する

のではなく、その一つ一つを暴き、その本音を陽のもとに曝す作業を、わたしたち一人一人がやる必要があるのだ。自分でメモを採りながら、見る目を鍛え、自分のことばを探し紡ぐことが欠かせないのだ。テキは「大きいウソほど効果がある」ことも知り尽くしているはずだから。

今回は憲法改正論と歴史認識に絞ろう。

1、安倍内閣の執念

第1次安倍内閣は教育基本法をこり押しに改正、いや47教育基本法を廃止して新教育基本法を成立させた。こ

改憲とは「国のかたち」を変えること

のときの安倍政権は「戦後レジームからの脱却」を掲げ、憲法改正にむけての国民投票法の制定、防衛庁の防衛省への昇格、そして教育基本法改正の3点セットの政策を押し通したものの、その方向性への危惧とやりかたの強引さに支持を失い、政権を投げ出したのだった。

しかし政権交代後の民主党は国民の期待を裏切り、振り子の揺り戻しに乗って返り咲いた現政権は、最初は景気回復、デフレ脱却のためにアベノミクスを売り物に支持を図り、次第に、憲法改正へむけての、その本来の意図を露にしてきた。「美しい国」から「強い国」日本へと。そして「強い経済」から「強い国防国家」へと。中国や北朝鮮の脅威を楫に、軍事力の必要を強調し、日米安保体制の強化と集団的自衛権の必要を声高に訴えている。

近づく参院選へ向けては、まずは96条の改正手続きを変え、改正を容易にしたうえで、本丸の9条改正に向かう戦略も見え見えである。

両議院の各3分の2ではハードルが高すぎる。過半数こそ民主主義だという主張は、一見、分かり易いかに見える(それが狙いなのだが)。しかし、憲法は法律が従うべき最高法規であり、国のあり方の根本を定めているのであり、時の権力をもつものが選挙で過半数を獲たからといって軽けいに変えてはならないものなのだというこ

と、近代憲法に共通の立憲主義とは、権力の濫用を防ぐためのものなのだという憲法観を否定し、国家あつての国民という国権論的憲法観による「国のかたち」を作ろうとするその意図が、改正手続きの改正そのものに含まれていることを見ぬかなければならない。明治憲法でさえその制定当初は井上毅や伊藤博文にも立憲主義にもとづく憲法は権力の乱用を防ぐためにあることが意識されていた。96条改正が単に手続き改正に止まるものではなく、そこには憲法の本質認識の問題がかかわっているのである。そして実は、96条改正案は自民党の憲法改正案のなかの100条(改正手続き)そのものなのである。

2、改憲の目指すもの

自民党憲法改正案には変えようとする「国のかたち」が明確に示めされている。

まず、前文は「日本国は……」から始まる。その国家は「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて……」とつづき、最後の節は「日本国民は、よき伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。」となつて

現行前文は「日本国民は……」で始まり、国民主権と



民主主義を「人類普遍の原理」とし、全世界の国民の「平和のうち」に生存する権利」を謳い、不戦の誓いととも「日本国民は、国家の名誉にかけて、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と結ばれている。両者を一読、比較すれば、人類へと開かれた理念とその実現のための決意は大きく後退し、国家と伝統へのこだわりだけが印象づけられる。普遍へと開かれた国民主義から閉ざされた国家主義への大転換だといえる。

改めて改正案前文を読み直す。その最後は「この憲法を制定する。」となっている。「改正する」ではないのである。まさしく「国のかたち」を変える「レジームの転換」が目ざされているのである。

国民の権利と義務の捉え方も大きく変えられている。「国民はこれを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」(第12条 国民の責務)とある。基本的人権の制約は目に見えている。その際、「公共の福祉」ではなく「公益及び公の秩序」という表現が使われていることに注目しておきたい。第13条は「個人としての尊重」が「人としての尊重」と変えられ、第21条「表現の自由」では第2項が新設され、「前項の規定にも関わらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、こ

れを認めない」と加えられている。

さらに第102条の憲法尊重擁護義務(現行99条)の第1項に「すべて国民は、この憲法を尊重しなければならぬ。」と加えられている。そして第2項は公務員の憲法尊重擁護義務となり、天皇は除かれている。元首たる天皇(第1条)は超憲法的存在なのである。

これらの個別の条文を通して見えてくる人権感覚と憲法観の転換は現行第97条最高法規の規定の「削除」に端的に現れていると言ってよい。あえてここにその全文を書き写しておく。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3、最高法規はどこへ

何故、この条文を全面削除したのか。基本的人権が「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり「過去幾多の試練に堪え」てきたものであり、「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利」だという基本的人権の捉え方に賛成出来ないからだと言う以外



改憲とは「国のかたち」を変えること

になかろう。

人類が試練に堪えて、闘いつつてきた自由と人権、それを将来の国民にたいしても護り継ぐことこそが現在世代の未来世代への責任だとする捉え方、この歴史に根ざし未来に託された人権の捉え方に、私は感動し、賛同してきたのだが、それが削除されているのである。それは改訂前文と呼応している。そこには「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」とある。

ここで改めて思う。これは改正案ではなかったのだ、新しい憲法を制定するための草案なのだ。しかしそんなことが出来るのか。そうするためには現憲法の改正ではなく廃棄が必要かつ必然だが、それはクーデターではないか。石原慎太郎氏の憲法破棄論は暴言老人の妄言としてまともに取り扱う気にもなれなかったが、自民党改憲案が新憲法制定論である限り、石原暴言と同じことではないのか。

因みに権力の座にあるものがそのよって立つ憲法を否定して新しく憲法を作り、権力の座にすすむることをクーデターという。これは政治学の常識である。そういうえば改憲派の急先鋒である「日本維新の会」の綱領には「日本を孤立と軽蔑の対象に貶め、絶対平和という非現実的な共同幻想を押し付けた元凶である占領憲法を大幅

に改正し、国家、民族を真の自立に導き、国家を蘇生させる」とある。これをやるためには「大幅改正」ではなく「廃棄」あるのみということになる。

4、憲法観と歴史認識

憲法観の違いは成立過程の理解の違い、そして8・15の歴史認識の違いと重なっている。戦前、そして戦争とつづく歴史で植民地支配そして侵略の事実を認めない。認めたくない。したがってそのような認識に立つポツダム宣言の受諾は屈辱であり占領下での押し付けられた憲法は認め難いというのがその共通の言い分である。

その侵略否定の歴史認識は根深い。それは安倍晋三氏だけのものではなく、自民を軸とする保守派に共通するものだけと言わねばならない。「維新」を名乗る人たちも同様である。

国会での論議にも「南京虐殺はなかった」から「南京市民は日の丸の旗で迎えた」と言う発言まで飛び出す状況である。慰安婦問題も「強制ではなかった」から「戦場で戦う兵士にとって必要だった」へと居直り、さらに「沖縄米軍に慰安施設を利用するよう進言し」とあつては、啞然とするほかはない。「日本を孤立と軽蔑の対象に貶め」ている者、それはあなた、維新の会代表ではない

か。

侵略と植民地支配を否定し、それに謝罪した村山談話や河野談話に水を注す安倍首相。それをいなす官房長官、あくまでその「定義」にこだわる首相、それに同調する周辺。何とも見苦しい。「侵略という定義は学界的にも国際的にも定まっていはいない。国と国の関係でどちらからみるかによって違う」という国会答弁(参院予算委4・23)には賛同する議員も少なくないようだ。国際的には国連総会の定義(1974年)がある。いやそんな問題ではなく、ポツダム宣言そして東京裁判があるではないか。

勝者によるものとは言え、裁判は侵略を裁き、国民は憲法で「再び戦争の惨禍を起」こさぬよう世界に誓ったのではないのか。朝鮮の植民地支配は36年間に及び、15年戦争ではアジア2千万人の犠牲を出したことを心に刻んでの国際公約ではなかったのか。

そうはいっても改憲派の人々はポツダム宣言は敗戦国としての屈辱、東京裁判を過ちの裁判だと言い、植民地ではないこともやったのだと抗弁し、侵略を認めることを自虐的だというのである。靖国参拝はそのような歴史認識を行動でしめす政府あげてのマニフェステーションなのだ。

「見方が違うのだ」では済まされない。このような発言

や行動自体が国際的波紋を呼び、国際的信頼を失わせているのである。アメリカから見ても、日韓、日中の歴史認識からくる摩擦は好ましいものではない。それは北朝鮮封じ込めのアジア政策からだけでなく、戦後の対日占領政策批判にも通じてくるからである。その「歴史修正主義」と「過度の、不必要なナショナリズム」はオバマ大統領にも不安をあたえている。改憲派は、「日米共通の価値観」を強調するが、その改正憲法の原理はアメリカ合衆国の憲法原理とも相反するものではないかという識者の懸念も広がってこよう。日本が立憲主義にたつ憲法をもつ「普通の国」ではなくなる危惧でもある。

5、改憲案をめぐる日米の矛盾

その安倍内閣にアメリカは日米軍事同盟の強化を託し、沖縄基地の実質的強化をすすめるようとしている。その矛盾。おそらくオバマは韓国、中国との緊張を高める自民党的、あるいは維新の会的憲法の全面改訂は望まず、ただ9条だけを変えてくれと願ひ、そのための圧力は強くかけ続けている。アメリカが強いからではなく、財政事情から軍事予算を縮小せざるを得ず、中東からも手を引きアジアに重点を移し、沖縄基地を軸に日本の自衛隊と共同してアジアでのプレゼンスを強化したい。そのため

改憲とは「国のかたち」を変えること

には集団的自衛権を日本が認めることが必要である。
 9条が障害なのだ。それが困難ならば、取り急ぎ9条解釈を変えてでも集団的自衛権を認めさせ、共同の軍事行動がとれるようにすべきだというのが本音なのだ。
 安倍派の改憲策もとりあえずは96条の改正手続きからと2段構えであり、最優先順位の9条についても、解釈改憲との2段構えで、とにかく集団的自衛権を認めさせようと、復活させた安保法制懇（「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」座長・柳井俊三元駐米大使）に圧力をかけている。
 国民にとつての最悪のシナリオとも言うべきは、日米安保は超憲法的な羁束力をもつものでありそこから要請される集団的自衛権は認めざるをえないとするもので、砂川裁判で日米安保条約を憲法9条違反とした東京地裁判決（伊達判決、1959）を覆した最高裁判決（田中耕太郎長官）の応用編ともいえるべき策も探られていよう。政財界筋にとつて安保条約は憲法を超える屈辱的な異物ではなく、9条を実質的に変えるための援軍なのである。屈辱的に押し付けられた憲法を変えるために、当のアメリカの改憲圧力に屈しつつもそれを利用しようというのである。さらに、国防軍規定（9条2項）とともに「緊急事態」（第9章）の新設はその「国のかたち」を端的に示している。

6、核不拡散をめぐる

このことはどうだろうか。これも屈辱的ではないと言えるのか。

この4月、核不拡散条約の改訂を求める国際世論が高まるなかで、その再検討のための準備委員会の共同声明の提案国となることを求められ、その文言に「いかなる場合においても」核を使用してはならないとあることにクレームをつけ、「アメリカの核の傘のもとで安全保障をなしている我が国の政策と矛盾する」として署名を拒否したと各紙は伝えた（4・25）。ジュネーブでのこの会議では広島、長崎の両市長が被爆地の市長として、9条の精神にたつて、賛同の熱弁をふるい、その場面がTVで放映されていた。わたしは政府の対応との落差に愕然としたのだが、両市長の胸中を察するに、その怒りが伝わってくるように感じたのだ。

アメリカによって押し付けられた憲法ではなく、自主憲法をと叫ぶ人たちがなぜ日米同盟の強化をもとめ、その核の傘での抑止力を頼り、それが理由で核非拡散の国際的な動きにまでアメリカに気兼ねして水をさすのか。

いや、気兼ねではなく、本音であり、それが「我が国の政策」なのではないか。そのことをこの際、臆面も無

く、公言したのではないのか。

「そういえば外交の要職を担う者の本音を示す『回想録』がある。外務省の次官を務め、米国大使にもなった村田良平氏はそこでこう書いている。

「私は、マッカーサーが、昭和天皇を人質として、九条二項と、条件の難しすぎる改正手続き条項とを入れて、憲法を強制したことは既に学生として本能的に強い反感を感じていた。国家公務員となった以上、この憲法に明白に違反する行為は行えないが、心中では憲法前文を軽蔑し、本文の規定にも個人的に尊敬の念は持たず、機械的にやむなく従うことを秘かに心中に誓った次第であった。私は一人の日本国民として、個人としてはかく今日まで自尊心を守って来たつもりである」

こんな人が外交の中枢にいたのだ。いまもいるのである。実はこの文章はロナルド・ドーア氏が日本外交の発信力の無さを憂う文章の中で「精神衛生上健全とは言えない『自尊心』しかもてない外交官」として引いているのだが、なんとも情けない、恥ずかしいことだ（『日本の転機』ちくま新書、2012）。この村田氏のような憲法認識については後でもう一度ふれよう。

すでに民主党政権のとき非核三原則を放棄し、核の持ち込み密約を公然として認めたのだが、軍事産業を輸出産業にしようとする経済界の隠された黒い欲望も、石原

慎太郎発言（軍需産業こそ国を救う）にも励まされながら、次第に公然化してきている。核不拡散条約再検討会議の不署名は、アメリカへの気兼ねというよりも日本の政財界が自らも核を手にとろうとする願望があるからではないか。原発推進も、プルトニウムの蓄積と重なって見えてくる。北朝鮮の核挑発に対する批判も、核には核を、当分はアメリカ頼り、ミサイル防衛体制強化で日米共同行動を強め、集団的自衛権をなし崩し的に認めさせ、やがては自らも核を、という戦略的思考が見え隠れしている。9条は邪魔なのだ。

しかし北朝鮮に非核化を求めるためには、非核、非拡散の先頭に立つ外交によってしか本来的な説得力はもてない筈なのだ。9条こそ日本外交とりわけアジア外交の軸となりうるのだ。なぜならそれはアジア2千万人の犠牲の上に立つ国際公約であり、不戦の誓いなのだから。靖国にいる慰霊（私の父もその一人）も9条を支えているのではないか。戦後日本の平和国家としての発展も9条があつてのことではなかったのか。なぜこのことが日本外交の基本に据わらないのか。

7、押し付け論批判

改憲論者が自主憲法制定の論拠として、現憲法を「占

改憲とは「国のかたち」を変えること

領憲法」であり「押しつけ憲法」だというのが、若者の素朴な感想は、それにしても70年近くよくもつてね。いいものならいいのではないの。悪ければ変えればいいのではと素直である。96条は変えてもいいのではということにもなる。この若者たちにはまず憲法とはなにか、立憲主義とはなにかについて学んでほしい。

そして、憲法成立過程についても詳しく学んで欲しいとおもう。

連合軍の占領下、いわゆるマッカーサー3原則のもと、GHQ内部の専門家グループによって改正草案が作られ（1946年2月13日）これをもとに日本政府「草案要項」が発表され（3月6日）、帝国議会で審議、修正されて11月3日に公布された。翌年5月3日から有効となり、この日が憲法記念日となった。これは歴史の事実である。

押しつけ論者はとりわけ第9条が日本を丸腰にするために押し付けたというのだがはたしてそうなのか。

実はあたらしい憲法にはもう戦争はしてはいけない。武器はいらないと考える書き込みみたいと言い出したのは時の首相幣原喜重郎であった。

それは46年1月24日マッカーサーと幣原二人だけの、日本の将来についての話し合いの場であった（注）。マッ

カーサーはそのときのことをこう証言している。

「幣原氏が私のところへやって来てこう申しました。

『これは私が長い間考え信じてきたことですが、この問題を解決する道はただひとつ戦争を無くすことです』。

彼はまた言いました。『軍人であるあなたに私がこういうことを申し上げてもどうして取り上げていただくわけにはまいらないことは私も十分にわかっておりますので、はなはだ申し上げにくい次第ですが、とにかく私は現在我々が起草している憲法のなかにこのような規定を入れるように努力したいのです。』私はこれを聞いて思わず立ち上がり、握手しながら、これこそ最大の建設的な歩みの一つであると思うと言わないではおれなかったのです。更に私はその時申しました。あるいは世の人々はあなたを嘲るであろう。それを貫き通すには強い道徳的勇気を要するであろう。そして最後にはその線を保持することができないかもしれないというようなことを申したのであります。しかしながら、私は激励しました。そして彼らにはあの規定を書き込むことになったのであります。』（高柳賢三他編『日本国憲法制定の経過Ⅱ』有斐閣、1972）

これは1951年5月5日アメリカ上院の軍事外交委員会での証言である。この証言にたいして、押しつけ論者はそれは朝鮮戦争のさなか、アメリカは日本の再軍備

化を進めようとしていたときであり、9条をマッカーサーが押し付けたとあつては、かれの立場がなくなるので、保身のための偽証ではないかとその信憑性を疑う発言を繰り返してきた。

この時期、民主化の行き過ぎは正を掲げ、再軍備を進めようとする勢力に押され、政府のもとに作られた「憲法調査会」(会長高柳賢三、1957)は憲法制定過程の調査にとりくむ。マッカーサーにも質問状が送られる。彼も文書で「あれは幣原首相の先見の明とステイツマンシップと叡智の記念塔である」とこたえている。高柳会長自身、自分も押しつけだと思っていたが、経過を精査するなかで、天皇制維持問題もからんで幣原が言い出したと確信するにいたったとのべている(『天皇・憲法第九条』有紀書房、1963)。

ではなぜ幣原自身このときの会談について語っていないか。それは二人だけの、通訳も記録もなしの、率直な意見交換の場であつたからであり、しかも政府のもとに置かれた『憲法問題調査委員会』(松本委員会、1945・10・25発足)の論議の域を超えた幣原の強い思いであつたからであろう。因に松本委員会の改憲案は2月1日の毎日新聞にスクープされ、これでは全く不十分だと考えたマッカーサーは2月3日に3原則を出し、GHQ内部での検討を始めるのである。幣原は政府内部での予想され

る異論を意識して、自分の理想をマッカーサーの力を借りてでも通したいという強い思いがあつたのだろう。

彼は政府の草案要綱発表(3月6日)のあと間もなく開かれた「戦争調査会」の開会挨拶(3月27日)でその理想を次のように述べている。

「先般政府の発表いたしましたる憲法改正草案の第九におきまして、斯くの如き憲法の規定は、現在世界各国いずれの憲法にもその例を見ないのでありまして、今なお原子爆弾その他強力なる武器に関する研究が依然続行されておる今日において、戦争を放棄するということは、夢の理想であると考える人があるかもしれませぬ」。しかし、原爆より一層強力な破壊的新兵器も出現するであろうときに軍隊をもつことは無駄なことだと述べ、「今日我々は戦争放棄の宣言を掲げる大旗を翳して、国際政治の広漠たる原野を単独に進み行くのでありますけれども、世界は早晩、戦争の惨禍に目を覚まし、結局私共と同じ旗を翳して、遙か後方に付いてくる時代が現れるでありますよう。」と彼の未来への希求をのべていた(なおこの挨拶は丸山真男も「憲法第九条をめぐる若干の問題」で引いている。『丸山真男集』岩波書店、第九巻)。

その翌月開かれた、連合国対日理事会第1回会議での冒頭挨拶(4月5日)でマッカーサーもこう述べている。「国策の手段としての戦争が完全に間違いであつたこ



改憲とは「国のかたち」を変えること

とを身にしてみても知った国民の上に立つ日本政府がなしたこの提案は、実際に戦争を相互に防止するには国際的な社会、政治道徳のより高次の法を発展させることによって人類をさらに一歩前進させる必要性を認めるものである。「従って私は戦争放棄に対する日本の提案を、全世界の人々が深く考慮することを提唱するものです。道はこれしかありません。国際連合の目標は賞賛すべきものの、偉大で気高いものではないけれども、その目標も、日本がこの憲法によって一方的におこなうことを宣言した戦争する権利の放棄を、まさにすべての国が行ったときに初めて実現されるのです」(河上曉弘『日本国憲法第九条の思想的淵源の研究』専修大学出版局、2006)

これを知られば、9条が日本を丸腰にするために勝者が敗者に押しつけた論に根拠は無く、一國平和主義で平和ボケだというのも全く根拠が無く、新しい国際平和を希求し、先頭に立って世界に発信し創り出そうとする決意が伝わってこよう。マッカーサーもそれを励ますとともにリアリズムからの危惧を持っていたことも見えてくる。では幣原はどうしてこのような平和の理念をもつに至ったのか。そしてGHQの専門家たちもその理念に共感、あるいは少なくとも理解をしめたのか。それは第一次大戦後の平和を求める国際的な流れのなかで、戦争を違法なもの(outlawry of war)とする思想と

運動がアメリカにおこり(そのなかにはJ・デューイもいた)、フランスにひろがり、それが政治家たちも動かし、不戦条約(戦争放棄条約・ケロッグブリアン条約、1929)に結実するのだが、幣原はそのときの日本を代表する外交官であり、条約を支え、それを超える思想についても熟知していたと思われる。この流れは第2次世界大戦をこえて国際連合憲章へとつながり、日本国憲法9条にも繋がっているのである。

幣原は日本の戦争拡大政策に反対し、大戦中は野にあり、戦後拔擢されて戦後処理問題そして憲法改正問題にとりくむことになるのである。しかしそれだけではない。幣原を平和へと動かしたものはあの大戦争の惨禍であり、広島、長崎の原爆の凄まじい破壊力であった。これは日本国民が直接に体験した脅威であった。もう戦争は嫌だというのが国民の思いであり、あつてはならない、起こしてはならないというのが指導者や政治家の決意であり、覚悟であった。幣原はそれを憲法に書き込むことでその責任を果たそうとしたのだといえよう。なお『幣原喜重郎』(幣原平和財団、1955)も参考になる。

平和思想の流れは明治以降に限っても、自由民権の思想や内村鑑三、幸徳秋水、田中正造などの傑出した実践的思想家があった。治安維持法のもと、弾圧にも屈せず反戦を訴え続けた政党もあった。8・15はこれらの地下



水に出口を与え、平和を願い、憲法をささえる力となっていたのだといえよう。

この歴史を振り返れば、憲法草案要稿（マッカーサー草案）が示されたとき松本委員会の若い面々（宮沢俊義など）は大いに驚き、かつここまでやれるのかと感動したということも肯げよう。それを押しつけと感じた者がいたことも確かだが、それを「歴史の正史」新しい教科書をつくる会として主張するのであれば、だれになが押し付けられたのかを明示して主張すべきであろう。

GHQ・GS（民政局）にはニューデール左派の意欲的な専門家たちが中心になって世界の憲法を調べ最も進んだ憲法を作ろうと努力したとベアテ・ゴードンさんは繰り返し述べている。彼女は女性の権利を書き込むことを強く求めたことでもよく知られているが、9条についてもそれは廃止さるべきではなく、世界のモデルとさるべきだと述べていた（『一九四五年のクリスマス—日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』柏書房、1995）。

若い人たちもぜひこの成立過程のことを、そして幣原首相のことを知ってほしい。そうすればこれを占領憲法でそれを受け入れているのは自虐的だなどということ「改憲」のためにするデマゴギーだということも分かる。そしてこの9条を持つ平和憲法に誇りを持つことが出来るのではないか。

そのさい、この理想はアジア2000万人の犠牲の上にたつ国際公約でもあることを忘れてはなるまい。このことは戦争を知らない若い世代の人たちもぜひ心に刻んで欲しいとねがっている。

8、教育はどう変わるのか

さしあたり26条を見てみよう。1項の教育をうける権利も2項の義務教育もかわらず、3項が加わっている。

「国は、教育が国の未来を切り拓く上での欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない」とある。教育環境の整備ならよいのではないか、ということになるのか。

わたしたちは47教育基本法10条に沿って、教育行政は教育の内の事項に介入せず、教育条件の整備をこそ行うべきだと主張してきた。この教育基本法は第1次安倍内閣によって変えられた。してみればこの「教育環境の整備」とは改正憲法の精神に基づき改正教育基本法に従う教育環境整備であり、そこには日本国の国民に必要な教育内容、それを保障するための教科書、そのための学習指導要領と教科書検定そして採択統制も含まれよう。さらに教師の教育実践の管理と統制も、そして教員養成、採用のありかたも「教育環境の整備」として、この方向

改憲とは「国のかたち」を変えること

で大きく変えられていこう。

実は教育の現実はこの方向で、すでに大きく変えられてきており、いわばなし崩し的に実質改憲がすすめられているのであり、そして、それ自体が憲法改正への地ならし、そのための国民世論づくりでもある。

教育再生実行会議（前身は第1次安倍内閣時の教育再生会議）では競争主義を強める6・3・3・4制の改変とともに、教育の政治支配のための教育委員会改革、道徳の教科化、いじめ対策のための警察との連携強化などが提起されているが、教科書については、近隣条項の削除と自虐史観の排除が焦点となっている。これが安倍首相と村山談話や河野談話見直し発言に後押しされていることはいままでもない。文科大臣は「自虐史観」批判の急先鋒であった下村博文氏である。

それにしても、「侵略」という定義は学界的にも国際的にも定まっていない。国と国の関係でどちらから見るかによつて違う」という国会（参院予算委4・23）での発言を、なんとも恥ずかしい思いでわたしは聞いたのだった。安倍氏はその後の国会でもこのことを繰り返して述べている。その際「歴史のことは研究者の研究に俟つ」と言い、さらに「権力を持つ者は歴史に対しては謙虚でなければならぬ。私は謙虚なのだ」とのべていた（5・15）。謙虚？ なんとも傲慢なのではないのか。そういえば

彼は過日の立憲主義をめぐる質疑のなかで、芦部憲法学をはじめ主要な憲法研究者のものを何も読んだことが無いと言っていたが、その際「私は憲法の権威ではないので……」とのべていた。こんな人が憲法改正の先頭にいるのかと肌寒い思いをしたのだが、この「権威ではない」という言い方にも違和感とともに、傲慢さを感じたのだった。

安倍氏が信頼する「新しい教科書をつくる会」と文科省の教科書検定は、歴史家たちの研究にもとづく教科書を自虐史観だとして、政治的、権力的に排除させようとしてきたのではなかったのか。教科書検定では歴史家や社会学者にゆだねるのではなく、政府見解こそが民意を反映する通説だとして両論併記を求めてきたのだが、今後もその方向での検定を強めるというのが再生実行委員会の提言ではなかったか。ここにも政治家の言葉のウソを感じざるを得ない。

安倍首相とその周辺の「侵略」をめぐる発言が与える、歴史教育への影響への懸念は当然のことだが、いじめに取り組む教師が安倍首相の発言に対して、「安倍首相の『侵略の定義』発言は、いじめ問題で、『いじめの定義は学界的にも教育的にも定まっていない。人と人の関係でどちらから見るかで違う』と言っているのに等しい」（朝日「声」5・8）と、この思慮の無い発言を批判していた。

改正憲法のもとでは、現場教師のこのような国の首相にたいする当然の批判も、「公益及び公の秩序」に反するものとして咎められることは必至であろう。

さいごに

改憲派にとつては9条が本丸だがそればかりではない。9条の改憲派は自衛のための軍隊を持ち、集団的自衛権をもって、「普通の国」になるといふ。アメリカも強くそれをもとめている。しかし安倍が代表する自民党改憲案すなわち新憲法制定案は、みてきたように、「普通の国」を目指すどころか、アメリカを含む近代国家の憲法原理をはるかに逸脱するものと言わねばならず、「制定」手続きを欠くクーデターに他ならないといえよう。

このように見てくれば、改憲案（新憲法制定案）をそのまま通すことは不可能に近い。とすれば先ずは96条を変え友党の意見とすりあわせながら、幾つかの条文改正に取り組む作戦になろう。その際9条の優先順位が高いことは言うまでもない。

しかし同時並行で9条の解釈改正、その際には禁じ手である筈の日米安保の超憲法的効力にもとづく実質的な集団的自衛権の容認という策もあろう。この策動を許してはならない。

自民党の「憲法改正試案」と周辺の論議を今日の国内

国際情勢のなかで検討してきたが、この『試案』の目指す方向に未来はなく、現憲法の前文と9条を軸に、人権と自由、民主主義を根づかせ、平和外交を進め、安保条約を正面に据えて、その廃棄を求める以外に道はひらけないと改めて強く感じている。

なお本稿校了間際に樋口陽一氏から『いま、憲法改正をどう考えるか』（岩波書店）を頂いた。副題に「『戦後日本』を『保守』することの意味」とある。いま読まれて欲しい本である。樋口氏を中心に「96条の会」もつくられた。

9条の会、そして96条の会をつなぎ広げよう。

【注】 なお1月24日の幣原・マッカーサー会談、その重要性については憲法、教育基本法の成立過程の研究をとおして繰り返し指摘してきたのだが、『教育理念』東大出版・1976、『いま教育基本法を読む』岩波書店1992、「戦争と教育、そして平和へ」Ⅱ『戦争を総合人間学から考える』学文社、2010所収Ⅱなど）、このことを論じた研究は憲法研究者にも現代史家にも少ない。河上暁弘氏の近著『前掲』は貴重な研究である。

またチャールズ・オーバービー氏も幣原の思想と9条の関係に着目しており、その中でドイツでの幣原研究（クラウス・シュリクトマン）が紹介されている。（『地球憲法第九条』講談社、1997）